

# 第5期札幌市子どもの権利委員会 第4回委員会

## 会 議 録

日 時：2019年6月12日（水）午後5時30分開会  
場 所：大通バスセンタービル1号館 4階 大会議室

## 1. 開 会

○加藤委員長 皆さん、こんばんは。

定刻ですので、ただいまから、第4回子どもの権利委員会を開催いたしたいと思います。

最初に、事務局から連絡事項についてお願いします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 皆さん、お疲れさまでございます。

事務局を務めさせていただいております子どもの権利推進課長の辻岡と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、辻副委員長、A委員、B委員からご欠席のご連絡をいただいております。

続きまして、札幌市PTA協議会からご就任いただいておりますC委員にかわりまして、新たにD委員にご就任いただいております。

D委員、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

○D委員 初めまして。

C委員にかわりまして、札幌市PTA協議会の副会長として参加させていただきますDと言います。

手稲北小学校のPTA会長と、手稲区PTA連合会の副会長をさせていただいております。

子どもは、3人育てています。よろしくお願ひします。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ありがとうございます。

なお、お手元の委員名簿につきまして、そのほか、変更等ございましたら、随時、事務局までお知らせください。

続きまして、新年度の人事異動によりまして、新たに着任いたしました山本子ども育成部長からご挨拶申し上げます。

○山本子ども育成部長 今、紹介いただきました4月から子ども育成部長に着任いたしました山本でございます。

本日は、第5期の子どもの権利委員会としては4回目の会議ということで、皆様、ご多忙中のご出席を誠にありがとうございます。

これまで、皆様には子どもの権利に関する実態・意識調査についてのご議論などをいただけてきましたが、今年度は、札幌市子どもの権利条例の施行から10周年を迎えるとともに、第3次子どもの権利に関する推進計画を策定する節目の年として、実態・意識調査の結果や、これまでの取組を踏まえまして、子どもの権利施策に関する貴重なご意見をいただきたいと考えております。

皆様も新聞等の報道でご存じかと思いますが、先週、6月5日に中央区で2歳のお子さんが亡くなるという大変痛ましい事案がございました。この事案につきましては、今後、札幌市子ども・子育て会議の児童福祉部会というところに検証委員会を立ち上げまして、検証作業と再発防止策の検討を行っていくこととしております。

今回の事案に限らず、いじめや虐待、子どもの貧困の問題など、子どもを取り巻く状況にはいまだ多くの課題がある中で、全ての子どもたちが安心して健やかに成長していける

環境をどのようにつくっていくか、改めて考えていかなければならないと考えております。

こうした状況のもと、札幌市としても権利条例の理念の普及に努めるとともに、子どもの権利保障の取組をより一層進めていくため、高校生委員の皆様を始め、委員の皆様には、それぞれの立場から日々感じていることも含めまして、今後に向けた様々なご意見をいただきたいと考えておりますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 続きまして、資料の確認でございます。

本日、机上には、座席表と委員名簿を配付しております。また、事前に、資料1として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成30年度取組状況報告書、資料2として、平成30年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果について、この2点を送付しておりますけれども、もしお手元に資料がない方はお知らせください。

事務局からは以上でございます。

## 2. 議 事

○加藤委員長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、1点目が「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成30年度取組状況の報告について、2点目が平成30年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果についての2点でございます。

それでは、議題の1点目について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） それでは、子どもの権利条例に基づく平成30年度取組状況についてご説明させていただきます。

お手元の資料1、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成30年度取組状況報告書をご覧ください。

今回は、平成30年度取組状況に関する報告ということで、平成27年度から平成31年度を計画期間として策定されております第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画に基づく4度目の取組状況の報告となっております。

表紙を1枚おめくりいただきますと、第2次推進計画の基本理念を記載しております。

子どもの権利に関する様々な施策は、推進計画に定める基本目標等に基づきまして、子ども未来局や教育委員会が中心となって、関係部局との連携により進めております。

それでは、平成30年度取組の概要につきまして、報告書の1ページから3ページに基づき、ご説明いたします。

1ページをご覧ください。

主に、子ども未来局で実施しております子どもの権利の推進に関する取組でございます。

一つ目の丸、子どもの権利の理解・参加の促進などの取組についてですが、主な子どもの意見表明・参加の促進の取組としては、「子ども議会」や「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」など、市政に子どもの意見を反映する取組を実施しております。

また、平成30年度は、奈井江町、長野県松本市との「3まち子ども交流事業」を実施して、子どもたちが地域のまちづくりについて話し合い、発表する機会としたほか、こうした地域や市政における子どもの参加の具体的事例を広報紙に載せて発信する取組も進めました。

なお、この3まち子ども交流事業には、高校生委員のL委員、M委員にもご参加をいただいたところです。

続いて、主な理解促進・意識向上の取組としては、子育てサロンでの乳幼児の保護者向け広報など、若い親世代への普及啓発を実施したほか、小学4年生、中学1年生全員には学校の授業でも活用できるパンフレットを配布しております。

また、「さっぽろ子どもの権利の日」事業として、子どもの権利をテーマとしたポスター作品を子どもたちから募集しましてポスター展を開催するなど、広く子どもの権利の理解促進のための取組を実施いたしました。

続いて、二つ目の丸、子どもの権利に関する推進計画の成果指標の状況につきましては、現行計画の検証や次期計画策定に向けた施策検討の基礎資料とするために、平成30年度に「子どもに関する実態・意識調査」を実施いたしました。これについては、議題の二つ目でもご議論いただく予定となっておりますが、その結果を踏まえた経年変化を記載しております。

これらを踏まえまして、一番下の太字になっておりますまとめの欄になりますが、平成30年度は、子どもの権利の理念の普及・啓発のため、乳幼児の保護者向け広報や、学校・教育委員会と連携した学齢期の子どもへの広報を行いましたほか、他自治体との連携による「子ども交流事業」の実施、地域や市政における子どもの参加事例の発信などを通して、子どもの意見表明・参加の取組を進めてまいりました。

推進計画の成果指標に関しましては、平成30年度に実施いたしました「子どもに関する実態・意識調査」結果におきまして、全般的に数値としては上昇傾向にあるものの、「子どもの権利が守られていると思う人の割合」は、目標値と比較しても、特に大人の割合が低くなっておりまして、いじめ・虐待等の権利侵害への懸念が引き続き大きいことがうかがえるところでございます。

そして、今年度は、権利条例施行10周年という節目の年になるわけですが、これを機に、より効果的な広報に努めるとともに、次期推進計画の策定作業を進める中で、今回の実態・意識調査結果を踏まえながら、今後の子どもの権利に関する施策の方向性や取組について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをご覧ください。

子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターの取組についてでございますが、こちらは本日ご出席をいただいております杉浦代表救済委員に、この後ご説明をいただきます。

それでは、先に、3ページに目を移していただきまして、子どもの権利に関する教育委員会の取組でございます。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が各学校において一層図られるよう、教職員向けの研修や人権教育推進事業を実施しております。

内容としては、子どもの権利を大切にした教育の推進や指導のあり方を始め、いじめや不登校への対応、ピア・サポートに関する講義などを行っておりまして、教職員研修につきましては、私ども子ども未来局の職員も講師として加わるなど、教育委員会と子ども未来局の連携を進めているところでございます。

概要としては以上でございますが、具体的な取組内容等につきましては、4ページ以降に、第2次推進計画の体系に沿って掲載しております。その中で、何点か、個別に説明させていただきたいと思っております。

少し飛びまして、10ページをご覧ください。

基本目標2、子どもの意見表明・参加の促進に関しまして、下段にあります③について説明させていただきます。

市政における子どもの意見表明の機会の促進でございます。

札幌市では、子ども議会などのほかにも、様々な部局におきまして、子どもの参加や意見表明の取組を進めているところでございますが、その中で、昨年度の特徴的な取組としまして、小学生がSAPPOROこども特派員として外国人にインタビューを行い、どうしたら札幌が誰にでも優しいまちになるかを考え、市民に向けて発表したというものや、札幌市教育振興基本計画《改定版》の策定におきまして、子どもの参加する権利と関連づける工夫を行いまして、キッズコメントを実施したという取組などがございます。

今後も、市政や地域において、より一層、子どもの参加が広がりますよう、様々な形で、子どもの意見表明や参加の取組を検討、実施してまいりたいと考えております。

続きまして、概要であまり触れていない部分でございますが、子どもの安心や権利侵害からの救済に関する取組につきまして、かいつまんでご紹介させていただきます。

まず、14ページ中段の②子どもの貧困対策の取組でございます。

平成30年3月に策定いたしました札幌市子どもの貧困対策計画に基づき、平成30年8月より開始しました子どものくらし支援コーディネート事業について掲載しております。

次に、15ページ下段から16ページにかけまして、教育委員会のいじめに対する取組、不登校に対する取組につきまして、支援実績等を含めて掲載しております。

続いて、子どもアシストセンターの運営状況を挟みまして、19ページをご覧ください。

19ページ下段より、児童虐待への対応につきまして、取扱件数や通告受付件数の経年推移などを掲載しております。

私からの説明は以上になりますが、今回の内容につきましては、本日、ご意見等をいただいた後、市長への説明を経まして、最終的には札幌市議会の文教委員会に報告する予定となっております。

また、皆様からは、今回の現行計画の4年度目の取組状況の報告についてのご質問やご意見のほか、今後の次期計画の検討に向けて取組の工夫などについても、ぜひご意見をい

ただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど触れました子どもアシストセンターの取組状況としまして、2ページに戻っていただいて、杉浦代表子どもの権利救済委員からご説明をお願いいたします。

○事務局（杉浦代表子どもの権利救済委員） 代表子どもの権利救済委員の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。

子どもアシストセンターの取組につきまして、資料、平成30年度取組状況報告書の2ページにてご説明いたします。

当センターでは、子どもに関することであればいかなる相談も受け、子どもの権利侵害を認めれば実際の救済までを行い、子どもたちが生き生きと暮らせるようにするという姿勢で活動しています。

そして、行政から独立した第三者機関として相談や救済の申立ての中で、必要であれば調整として関係機関に働きかけを行っています。

平成30年度の相談実績につきましては、実件数、すなわち相談者数が833件で、前年度に比べて11.7%減少、延べ件数、すなわち総相談件数が2,653件で、前年度と比べて19.6%減少となっています。

相談方法としては、電話、Eメール、面談が主ですけれども、昨今、LINEなどのSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスが子どもたちにとって身近なコミュニケーションの手段として浸透してきている状況が見られることから、平成30年9月18日火曜日から10月12日金曜日にかけて、約4週間になりますけれども、LINEによる相談の試行実施を行いました。

今年度は、規模を拡大してLINE相談の試行実施を行い、より多くの子どもたちの声を酌み取るための相談手段としての有効性について、引き続き、調査研究を進めてまいります。

平成30年度の調整活動の状況につきましては、実件数で19件について実施しており、そのうち、13件は小・中学校を調整先としています。

内容については、いじめや友人とのトラブル、教師とのトラブル、不登校など、様々なものがありますが、責任の追及ではなく、当事者同士の前向きな対話によって、子どもの置かれた状況が改善に向かうように、つなぐための活動を行います。

また、昨年度に救済の申立てがなされた事案は3件あり、調査及び調整を実施しました。

以上の活動実績につきましては、資料17ページ以降において、さらに詳しい数値などを掲載しております。

一方、身近な相談機関としてアシストセンターを知っていただくために、様々な広報活動を行っています。

4ページの表中にありますように、学校を通じて児童生徒の皆さんへのカード、チラシの配布や、スタッフによる出前講座を実施しました。また、大人用のカードについて、市内のドラッグストアや各区役所、各区保健センター、まちづくりセンター等の公共機関に

配置いたしました。

今後も効果的な広報活動を継続的に行ってまいります。

私からの説明は以上です。

○加藤委員長 それでは、早速、意見交換に移りたいと思います。

質問も含めて、ご意見がある方はご自由にご発言いただきたいと思います。

○E委員 一つご質問したいのは、子どもの貧困対策の取組として平成30年8月から子どもコーディネーターが配置されて、地域を巡回して多様な困難を抱える世帯を支援していくという形で1名から3名に増員されてきて、相談件数が300件を超えるということが示されています。ただ、実際問題として、やはり3名での対応は非常に大変ではないかと個人的に思います。

それから、相談受理した内容というのは、かなり複合的な問題が入ってきていると理解しているものなのか、それとも、経済的な問題で困窮しているという相談が非常に多く入ってきているのかどうかをお聞きしたいというのが1点です。

もう一つは、先ほどLINEなどのSNSの相談を検証していくというお話が出ておりました。この次の調査結果の中でも出てくるとは思うのですが、特に相談したいとは思わないという子どもたちのパーセンテージが大人よりもかなり多くなっているところとの関連性、さらに、スマートフォンやパソコンを持っていない人が1割ぐらいいるという調査結果も出ています。この辺で、電子相談とアナログの相談というのをどのようにリンクさせるか、共同させていくかという課題で、実際に権利に関する普及啓発の中で紙媒体のものも発行されたりしているのですけれども、そのPDF版はネット上でも公開されているのか、SNSと紙媒体の関係性はどういうふうになっているのでしょうか。

この2点をご質問させていただきます。

○加藤委員長 今、E委員から2点ほどありました。1点は貧困対策関係の相談内容、もう一点が相談の仕方に関わる問題です。

事務局から何かご説明いただけますか。

○事務局（山本子ども育成部長） 貧困対策の取組として実施している子どものくらし支援コーディネート事業について、私からお答えいたします。

まず最初に、人員の問題のお話がありましたが、なかなか大変だとは十分理解しておりますので、今までやってきたことの検証をして今後考えていかなければならないと認識しております。

2点目の相談内容ですが、一番多いのは養育環境の面で、やはり親子の関係がうまくいかないなど、色々な子どもの悩みが多く、300件程度のうちの100件以上がそういったものだったと思います。経済的な面は、そんなに多くなかったと理解しております。

コーディネート事業に関しては以上です。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 続いて、2点目のSNSに関しての電子相談とアナログ相談の関係でございます。

まず、平成30年度に試行的にLINE相談を実施することに至った経緯ですが、もともと子どもアシストセンターの相談手段につきましては、いわゆる面談が最もアナログなものかと思えます。続いて、電話相談、Eメールでの相談というものを基本に行っていました。

そういう中で、相談件数が年々減少している傾向がありまして、何が一番減少しているかというところ、Eメールの相談でございました。その理由として、スマホの普及に伴って、メールアドレスを持たない子どもたちが増えているのではないかと考えられます。要するに、スマホでよく使われるアプリの一つがLINEであって、LINEだとメルアドがなくても番号、あるいは、IDコード等でやりとりができます。そうなってくると、パソコンに向かってわざわざメルアドを打って相談するという機会も減っているのではないかと考える中で、LINE相談を試行的にやってみようというところ、2年ほど検討を重ねた上で、昨年度初めて実施しました。

結果的には、それほど多くの相談が寄せられたわけではなく、アクセス数が110件ちょっとで、相談に至ったものについては38件という結果でございました。これについては、何が要因かははっきり申し上げられない部分があるのですが、当初の予想よりは少なかったと考えております。

ただ、1回だけでこれが有効か、有効ではないかということにはわかりませんので、引き続き、今年度も試行を行います。昨年度は、夏休みが終わって秋口、それこそ9月6日の地震があった後に始めたこともありまして、今回は通常の電話相談でも件数が増える傾向にある休みから休み明けにかけてやってみようと考えているところでございます。

○E委員 権利について周知するに当たって、紙媒体と同時並行で、電子媒体としてのPDFでダウンロードできるようなことも行っているのでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） ホームページには「あしすと通信」などをPDFで掲載しておりますので、そこからダウンロードは可能になっております。

○E委員 結局、Eメール相談が減ってSNSに移行しているというのは、無料というのが大きいのではないかと私は思っています。この次の議題でアンケート結果が出てくるのですが、相談機関に求めることとして、電話代などが無料という回答のパーセンテージが子どもで41.4%という結果が出ているので、もしかしたら無料で使えるため、そちらにシフトしてきている部分もあるのかなと思ったりしたのです。

○加藤委員長 それでは、今の二つの点に関連してご意見あるいはご質問はございませんでしょうか。

○F委員 携帯電話を持っていない人が1割ぐらいいるというお話を聞いたのですが、今、固定電話が家にない方が結構いらっしゃるみたいで、うちは携帯電話だけですというお母さんや、住所録をつくるために皆さんの電話番号を聞いても携帯電話の方もいらっしゃるのです。確かに、電話の相談件数が多いので、固定電話と携帯電話の割合がわかればいいかなと思いました。



私が知っている方は、携帯電話を持っている方が多いですし、子どもでもわりと早くから持っている方が多いです。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 固定電話と携帯電話の割合までは把握していないところがございます。

ただ、先ほども申し上げましたが、相談件数が一番減っているのはEメール相談であるところに着目しての今回のLINE相談の取組であります。その上で、色々な相談ツールを組み合わせて、より多くのお子さんまたは保護者の皆さんの声を拾い上げる取組を今後進めていかなければいけないし、検討していかなければいけないと考えているところがございます。

○加藤委員長 この点について、ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○加藤委員長 それでは、今の二つの点以外について、ご質問あるいはご意見、今後の取組に向けた工夫などをお願いします。

○G委員 先ほども子どもの貧困対策の取組について、一部お話があったかと思えます。多くは養育環境の相談ということだったのですが、この取組において必要な支援につなげる際の、必要な支援の内容について、少しお聞かせいただければと思います。

例えば、金銭的に困窮していたり、場合によっては、負債があるような家庭もあるかと思えますので、就労の支援、生活保護受給に向けての支援、あるいは、負債の整理をどのようにするかというより具体的な支援が実際の貧困対策、救済の場面では必要かなと思うのです。このコーディネート事業では、どのあたりまでやっておられるのかが気になりましたので、質問させていただきたいと思えます。

○事務局（山本子ども育成部長） 相談を受けた後ですが、一つは関係機関への橋渡しというものがあります。色々な機関があるのですが、一番多いのが学校への橋渡しです。それから、コーディネーターが助言をすることもあるのですが、面談をしている件数も20件から30件ぐらいあったかと思えます。また、色々な制度を教えることもあります。この三つが支援の内容として挙げられるかと思えます。

関係機関の中には、生活保護の関係もありますし、もちろん区役所や、区の家庭児童相談室もございます。また、ソーシャルワーカーなどにつないでいる例もありますし、本当に様々ですが、一番多いのは学校関係であると記憶しております。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○H委員 私も、子どもコーディネーターの件で一つ伺いたいと思えます。

先ほどのご説明の中で、経済的な貧困に関する相談ではなく、養育環境や親子関係などの相談で100件以上というお話があったかと思えます。まだ試行期間だと思うので、これから調整していく段階だとは思いますが、子どもの貧困対策としての取組ということで臨まれているので、もしかしたら、掘り起こしをするターゲットが少しずれている可能性もあるのではないかとお話を聞いていて思いました。

ここに「『子どもコーディネーター』が地域を巡回し」と書いていますが、今の段階ではどういったところをターゲットとして巡回されているのか、お聞きしたいと思います。  
○事務局（山本子ども育成部長） 巡回先ということですが、これは多くの場合は児童会館で、児童会館の職員の方から情報を得ています。また、最近は、子ども食堂なども巡回しておりますが、現状はこれでほとんどと理解していただきたいと思います。

情報を得られる部分が限られているので、それが先ほどの相談内容にも影響していると思います。あとは、今の人数ではカバーし切れない部分があるので、そこを広げていくということもあると思いますし、コーディネーターに情報が集まるような仕組みも必要かなと思っています。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○E委員 子どもコーディネーターというのは、社会福祉士及び精神保健福祉士と理解してよろしいでしょうか。

○事務局（山本子ども育成部長） 今、3名の方がいらっしゃるのですが、資格としては教員の方と臨床心理士の方と保育士の方でございます。

○加藤委員長 私から一つ伺いますが、子どもの貧困対策の取組の直前に、保護者への啓発活動に関する取組が書いてありますが、特に乳幼児に対する虐待等を考えますと、保健センターで行われている健診その他の際の取組はかなり重要ではないかと思うのです。この辺は、保護者の受け取り方の問題かと思いますが、どのような実効性があるとお考えでしょうか。参加している保護者には非常に意味がある活動だと思うので、この辺が全ての保護者に行き渡れば、虐待の防止などにもかなりつながるのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） おっしゃるように、子どもの権利について、保護者の方に深く知っていただくことの意味は非常に大きいものがあるかと思います。

私ども職員も、微力ではありますが、平成30年度については、児童会館で行われている子育てサロン約30カ所に伺いました。1回当たりの参加人数は一定ではないのですが、まず、子どもの権利の絵本「おばけのマールとすてきなまち」を読み聞かせさせていただいて、札幌市に子どもの権利条例があること、そして、子どもには生まれ持った子どもの権利があることを理解していただく取組をしております。

それで、どの程度の実効性があるかと問われますと、それは保護者の方の受けとめ方にもよるとは思いますし、今の取組では十分ではない部分もあると思っています。これは議題の2点目に関連する部分ですが、乳幼児をお持ちの保護者の方に対しての取組は、より一層、力を入れていかなければいけないという認識でいるところでございます。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

○I委員 先ほど委員長が言っていたことと同じく虐待のことについてはですが、やはり先週も痛ましい事件が起こったりして、私も子どもの権利をもっと色々な人に知ってもらわなければならないと強く思っています。

先ほど話にも出ていたように、お母さんの権利の認知度が低いのかなと思っています。だからこそ、今回こういう事件が起こったり、他の県でも起こったりしているのかなと思ったのです。

それで、具体的な案を考えてみたのですけれども、子どもが産まれたら区役所に届け出を出すと思うのです。そのときに届け出を受理するだけではなくて、その場で少し時間をとって、こういう権利があることを知ってもらうような活動をしてみると、もっとお母さんたちも認知して虐待の防止にもつながるのではないかと思います。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。

今の意見も含めて、保護者の方への子どもの権利普及の取組について、さらに検討をしていきたい思います。

また、他の委員の皆さんからも色々なご意見をいただいて、これからつくっていく推進計画に反映させていければと思います。

○加藤委員長 I 委員、貴重なご意見をありがとうございます。

ほかにどうぞ。

○D委員 今のご意見もすごくいいと思ったのですけれども、実は乳幼児の保護者は意外と忙しくて、お話を聞く感じだと受けとめられるのですが、パンフレットとなるとあまり読む時間はないです。その後の幼稚園や小学校の親も忙しいのですが、妊婦は結構暇なので、産婦人科や助産院に配布するというのはどうでしょうか。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） そういう方法も考えられると思います。

今現在、妊娠されたときには母子健康手帳、いわゆる母子手帳をお渡しするのですが、そちらには子どもの権利条例の前文、いわゆる理念を掲げた文章については記載しています。

今おっしゃられたようなことは、実現できるかどうかも含めて考えていきたいとおっております。

○加藤委員長 よろしくをお願いします。

ほかにどうぞ。

○H委員 パンフレットは、市民全体に届いているものではないと思いますが、色々なところで受け取ることはできると思います。ただ、今の I 委員のお話は、対面で説明を受ける機会をつくるというものでありましたよね。もちろん、実現には人員や時間の問題が出てくると思いますけれども、おそらく、マンツーマンで話を聞くのは、パンフレットを読むのと比べて効果が全然違うと思うのです。そのままというのは難しいかもしれませんが、自分ごととして受けとめられるような、お母さんだけでなくお父さんも自分が今まさに子どもの権利を守っていかなければならないと感じられるような、そういう効果が出るような場面を考えていくというのは、僕では思いつかないような、とてもいい意見だと聞いていて思いました。

○F委員 私もいいなと思ったのですが、ほとんどの親が1カ月健診に来ますので、保健センターに置いてもらって、出してもらったりすると思います。

私は、保健師さんにも結構動いてもらって、健診に来ていない方のところにお電話したり、一緒に訪問したこともあるのです。健診に来ないような心配な方は保健師さんも動いてくれているので、各区にある保健センターや子育て支援センターに置くといいのかなと思います。

それと、高校生以上になるのですが、最近、私が結構お世話になっているのは、ポプラという札幌市の若者活動センターで、ここには不登校ぎみの子や居場所のない子など、色々なお子さんが来ているのです。朝9時から夜10時まであいているので、学校に行けない子もこっちは来ていたり、中学校が終わってどうなったかが全然わからない子も結構来ています。私もお世話になっていて、札幌市にはとてもいいものがあるなと思いました。こうした施設もこの報告書などで紹介してほしいと思いました。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 実は、ポプラ若者活動センターは、私どもの所管業務ですから、そういうことは可能でございます。

○I委員 先ほどF委員がおっしゃっていた若者活動センターは、テスト前の自習などで、私もよく使わせていただいています。

私の学校で見ていると、認知度がかなり低くて、私が広めて友達と一緒にいくこともあるのです。私のクラスにも不登校の子がいますが、その子たちにはあまり認知されていないような気がするので、高校生へも、もう少し普及していただければ、一つの手段として使えるのかなと思いました。

○事務局（辻岡子どもの権利推進課長） 若者活動センターの前身は、勤労青少年ホームというもので、私は、35年ぐらい前に勤労青少年ホームに勤めていました。当時は役割が違っていて、勤労青少年ホームというぐらいですから、働く青少年の活動の場ということで、15歳から29歳までの若者だけが利用できる限定されたものだったのです。それが三十数年たちまして、若者活動センターという形に衣がえをして、私もこういう立場になって、I委員を始め、色々な若者の方に利用してもらっている姿を見て、非常にすばらしく進化したというか、より市民のための施設になっているなと感じております。

認知度が低いということは私も感じております。そういう点で、いかにしてより広めていくのかということは大きな課題だと思っているので、頑張っていきたいと思っています。

○J委員 当然ながら、小・中学生は未来の親といいたいでしょうか、やはりそういう年代に入っていきます。ですから、学校としましては、この中でもご紹介いただいていますけれども、子どもたちの学校での学びを通しての啓発は、それぞれの学校が授業等や特別活動の中でしているわけではありますが、やはりこういう部分の認識もより深めながら関わっていくことが非常に大事かなと思っています。

私の中学校の場合は、性教育の中で行っています。我々は生き方指導と言っていますが、そういうようなこととの関わりが非常に出てまいります。そういう意味で、学校としても

未来を担う小・中学生、高校生としっかり関わりを持っていかなければいけないと改めて思っております。

それから、6ページ、7ページでご紹介されていますけれども、教職員に向けても、非常に丁寧にやっただいていただいているところがございます。特に、近年、新しく採用されている先生方も多いので、そういう中で、我々管理職もそうですけれども、より啓発を深めながらしっかりと対応を支えていけるような学校環境づくりを、現場を挙げて進めていかなければならないと思っております。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○H委員 高校生にも広めたいということであれば、繰り返しになりますが、私個人の活動として、前のときと同じように私に関わっている高校教諭団体に、こういうところがありますよと情報提供させていただくことはできると思います。実際、知っている先生もいるとは思いますが、知らない先生も結構いるので、所管である事務局とも相談して、もし可能であればお手伝いしていきたいと思っております。

○加藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、2番目の議題に移ってもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、平成30年度札幌市子どもに関する実態・意識調査結果について、最初に、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(辻岡子どもの権利推進課長) それでは、平成30年度子どもに関する実態・意識調査の結果について説明をいたします。

内容としましては、先の3月に速報として説明しました調査結果から、現状の認識や課題、今後の方向性を考察としてまとめたものになります。

まず、資料2の1ページ目をご覧ください。

本日の資料の概要となりますが、1ページめくると資料2-1があります。これに関連しまして、今回の調査結果から見える札幌市の現状や課題を踏まえまして、今後の子どもの権利推進の視点を4点、取組の方向性を4点、それぞれまとめております。

続いて、資料2-2に関連しまして、今回の調査が5年おき3回目の調査となることから、比較可能な調査項目についての結果をまとめております。

そして、資料2-3に関連して、前回3月の会議で、色々ご意見をいただいた部分がございますので、その集計結果をまとめております。

それでは、順を追って説明していきますので、資料2-1、3ページをご覧ください。

子どもの権利推進の視点として、調査結果から改めて子どもの権利保障の基本的な考え方を4点に整理しております。

1点目の子どもの意識として、自己肯定感などの結果を見ますと、「自分のことが好き」と思う子どもの割合のほか、「自分を大切に思ってくれる人がいる」、「自分の考えや意

見を聞いてもらってうれしかったことがある」など、子どもの意識や積極性を聞いている他の項目の肯定的な回答の割合も高く、クロス集計結果からは、これらの自己肯定感、周囲からの受容感、意見表明の達成感、相談・解決に向けた意識などの回答傾向が相互に連動している様子が見られるところがございます。

その上での基本的な視点としまして、まずは、子ども自身がどう感じているかの視点に立って取組を進めることが必要であり、これらの意識の相互の関連性を念頭に置きながら全体的な向上を目指すことが重要と考えております。

ページをめくっていただきまして、5ページをご覧ください。

2点目の保護者の子どもへの関わりです。

保護者、子どもどちらの回答からも、子どもの意見や考えなど主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢がうかがわれるところがございます。

このことから、条例の趣旨も踏まえまして、引き続き、そうしたバランスのとれた関わり方を後押しするような形で、新たに保護者となる方々を始め、子どもと関わる大人への普及・啓発を一層進める必要があると考えているところであります。

続いて、7ページをご覧ください。

3点目の大人から見た子どもの印象として、「SNSやインターネット、ゲーム」、そして「いじめ」への懸念とあわせまして、子どもと周囲の大人の関わりの希薄化や不安や悩みを抱えこみやすい子どものイメージから、周囲の大人から子どもが見えにくくなっているのではという傾向がうかがえます。

周囲の大人と子どもの関わりは、子どもの学びや経験だけでなく、子どもの参加あるいは意見表明、そして、悩みや不安に大人が気づいて必要な支援をしていく機会ともなり、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられます。

このことから、家庭や学校以外にも、地域とのつながりなど、子どもと大人の関わりの機会を増やす視点が重要と考えております。

次は、9ページをご覧ください。

4点目の子どもの権利の保障に関しまして、大人、子どもどちらの回答からも、大切にされていない権利として最も多く挙げられているのは、「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」、「障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど、どんな理由にせよ、差別を受けないこと」、「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3つとなっております。

この3つの回答が多いことについては、特に「権利侵害からの救済」と「個々の権利の尊重」の必要性が強く意識されていると言えます。そして、そのこととあわせまして、これらのいずれも、それぞれの多様性を認めてお互いを尊重し合う姿勢としては共通しているということも言えるかと思えます。

このことから、いじめ、虐待、差別などの人権侵害からの救済を着実に進めるとともに、そのことを含めまして、全体として「お互いの違いを認め、尊重し合う意識の向上」を図

ることが重要だと考えています。

さらには、障がい、国籍、性別を始め、それぞれが違った個性を持っているという個々の多様性を認識した上で、それぞれがお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために必要な配慮や支援を行うという、子どもの権利にはとどまらない基本的な人権の理解の視点をもって取組を進めることが重要と考えております。

長くなりましたけれども、これらの視点は、子どもの権利推進の全体的な考え方の枠組として大事であり、また、個々の取組を進める際にも常に念頭に置くべきこととして整理したのになります。

続いて、11ページ目をご覧ください。

取組の方向性としてまとめた4つのポイントについてご説明いたします。

今申し上げた視点の話よりは具体的な取組の考え方、手法の話になりますので、今後、実際の取組に向けて、色々な工夫やアイデアをご意見として頂戴できればと考えております。

1点目は、子どもの権利の普及・啓発として、子どもの権利の認知度は、子どもでは10歳から12歳よりも13歳から18歳のほうが高く、大人では学齢期の子どもがいる保護者の認知度が高い一方、同じ子どもがいる大人の中でも、乳幼児の保護者の認知度が比較的低いという結果が出ております。

また、子どもへは、学校を通じた広報等の効果が大きいのとあわせまして、保護者もまた子どもを通じまして学校から情報を得る機会が多いことがうかがわれます。

一方で、子どもと関わりが少ない大人に関しましては、情報源としては新聞などの報道からが多いことがうかがわれます。

このことから、対象者の年齢、状況に応じた様々な工夫をしていきながら、学校を通じた広報・学習を継続するほか、幼稚園、保育所との連携も視野に入れまして、先ほどもご意見をいただいておりますけれども、特に乳幼児の保護者への広報を強化していくことが必要と考えております。

次に、13ページをご覧ください。

2点目の子どもの意見表明・参加として、様々な体験の機会に関しまして、自然・文化・スポーツ体験は比較的高いという結果ですけれども、社会体験、地域の交流に関してはあまりないということで、今後はもっと必要だという回答傾向が見られます。

その上で、地域と子どもの関わりにつきましては、困難を抱える子どもへの気づき、子どもの居場所、子どもの考えを生かした取組などがあまりなく、今後必要との傾向がうかがわれます。

さらには、意見表明の機会について、家庭や学校では比較的高いけれども、地域や札幌市政については「言うことができない」や「特に言いたいことがない」という割合が高くなっております。

このことから、学校以外でも、地域や行政の取組の中で、子どもの主体的な参加の機会

を促進するために、地域の子どもが参加する行事など様々な機会に、子どもが考えて、話し合っ、提案する活動や、子どもによる企画・運営の工夫を働きかけるとともに、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を広く働きかけていくことが必要と考えております。

では、続きまして、15ページにお移りください。

3点目の子どもの安心に関してです。

子どもが抱える不安・悩みとしましては、大人、子どもどちらとも、勉強あるいは友達との関係が多く挙げられる中で、子どもの相談相手や子どもを傷つけやすい人のどちらとも「友達」という答えが比較的多く、子どもの意識や生活の中における友達の存在の大きさがうかがえる結果となっております。

このことから、相互学習やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いをいかに理解し、尊重し合うか、そして、支え合うための働きかけを進めることが望ましいと考えているところでございます。

そして、また、先ほどの地域と子どもの関わりからの観点から、子どもの安心のためには、子どもの参加や居場所づくりを通して、地域の中での子どもの学び・経験のほか、子どもの参加・意見表明、子どもの悩み・不安への気づき・支援の機会を増やすことが望ましいと考えております。

それでは、次に、17ページに目を移してください。

4点目の子どもの権利侵害からの救済でございます。

子どもアシストセンターの認知度は、大人、子どもどちらとも前回調査から低下している結果となっております。相談機関としては、話を聞いて受けとめ、一緒に考えてくれるという寄り添い型の相談対応が求められているという結果も出ているところでございます。

このことから、相談窓口の周知とあわせまして、これまでの相談対応の経験の蓄積も踏まえて、より広く子どもの権利の尊重や権利侵害の救済についての理解向上を進めるとともに、これも先ほど議論の中に出ましたが、スマートフォンが広く浸透している現状の中で、相談方法の見直し、またアナログの方法も含めて、いかに寄り添い姿勢を持って取り組んでいけるのか、それを継続できるのかを踏まえまして、気軽に相談しやすい体制づくりを進めることが必要と考えております。

なお、前回の会議で、子どもアシストセンターの電話番号について、より覚えられやすいように3桁の番号設定にはできないかというお話がありましたので、それについて確認させていただきました。

3桁番号の設定条件につきましては、緊急性、公共性、安全性の観点から重要な用途などが上げられているのですが、基本的には全国一律の番号となることから、札幌市の子どもを対象とする子どもアシストセンターの番号として直接の使用は難しいということで、ご理解いただきたいと思います。

引き続き、相談窓口の周知のため、様々な可能性を探っていきたいと考えているところ



でございます。

続いて、19ページ以降につきましては、参考資料となります。

それでは、資料2-2をご覧ください。

今回の調査は、先ほども申し上げましたように5年おき3回目の調査となることから、前回調査との比較としまして、比較可能な調査項目について結果をまとめていますので、ご参照いただければと思います。

そして、さらに、23ページをご覧ください。

こちらの資料2-3ですが、前回の会議でご意見としていただいた指定項目の集計結果をまとめたものでございます。

①友達への意識として、友達を傷つけやすい人として選んだ子どもが、どの程度、自分を理解してくれる人としても友達を選んでいるかといった観点でクロス集計結果を載せております。

内容としては、網かけの部分ですが、「自分を言葉や力で傷つけやすい人」として「友達」を選んだ子どものうち、6割以上が「自分を理解してくれる人」、「悩みごとの相談相手」としても「友達」を選んでおりました。様々な意味合いで、友達の存在というものが大きいことがうかがえる結果でございます。

それから、次の25ページでは、最近の子どもを取り巻く課題について、大人の回答から、回答項目の組み合わせで最も多かったものは、選択傾向（多い順）という右側の表ですが、「SNSやインターネット、ゲーム」、「いじめ」、「児童虐待」ということで、要するに、複数回答で、それを答えた人がどういう傾向のものに対して関心を持っているかという集計結果でございます。

この辺については、E委員からご提案いただいたものに関して事務局として取り組んでみたわけですが、果たして、委員がイメージしていただいていたものかどうかはわからないのですが、このような形で取りまとめたということで、ご報告させていただきたいと思っております。

それでは、資料2の一番前のページに戻っていただきまして、あわせて今後のスケジュールをご説明させていただきます。

本日、これから実態・意識調査結果等に関していただくご意見や、今後の検討を踏まえまして、次回9月の権利委員会で計画素案を提示させていただく予定でございます。

10月には、計画本書に近い計画案を提示しまして、12月にはパブリックコメント・キッズコメントとして広く大人や子どもからご意見をいただきまして、3月には計画策定となるスケジュールでございますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○加藤委員長 調査結果について、経年変化、さらには、クロス集計などもしていただきました。

この調査結果について、ご質問も含めてよろしくお願い致します。

○E委員 まず、私が委員会の中で色々と細かくご指摘しまして、それに対して非常にわかりやすく、よくまとまっていると思いました。前回、子どもと大人が混在していて、混乱する部分もあったりしましたがけれども、非常に見やすくまとめられているのではないかと思います。

大事なのは、この調査結果を踏まえて、どういう計画というか、方策をつくっていくかということかと思えます。特に普及啓発は、先ほど委員の方々のお話にもありましたけれども、どこかのセクションがやればいいという問題ではないと思うのです。広報啓発や情報提供というのは1回やれば終わりではなくて、本当に何回も何回もやっていって、やっと届くのかというような状況で、重層的な情報提供をやっていかないと不安や悩みを持っている人たちのところには届かないなと私は実感しております。

私は、主任児童委員連絡会の幹事という地域の立場でこの委員会に参加していますが、やはり地域でもやれることがあると思っています。例えば、子育てサロンは、多くの地域では月1で民生委員・児童委員、主任児童委員が関わって開かれているわけです。そこには多くの子育て中の親子、特に乳幼児の親子が十数人以上、20人ぐらい集まっていますので、そこでこういうことをきちんと伝えていくことができます。また、昨今の虐待に関しても、主任児童委員や民生委員は、オレンジリボンの研修を義務づけという形で全員受講して勉強してきているわけです。

主任児童委員、民生委員は研修が多く、日々勉強してきていますので、そういったものを地域の中での気づきや見守り活動で生かしていくことがとても大事ななと私は思いました。これは、私も地域に持ち帰って、代表者会議の中でも伝えて普及啓発に協力していきたいと思っています。

それから、かなり細かく調査された中で、相談相手も「友達」で、言葉や力で傷つける相手も「友達」であるという結果をどういうふうに見て、それに対してどういう方策をとっていけばいいのかということですが、15ページには、「身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを進める。」と書かれています。私は、この中で、先ほどの議題1点目の教育委員会の取組で出ています、子ども同士が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組みとしてのピア・サポートがもう少し普及されていくというか、役割として学校教育や色々な領域の中で根づいていくと、この課題の垣根というのがもしかしたら乗り越えていける可能性があるのではないかと思います。

やはり、人間ですから、間違いや、ストレスを感じたりすると他人に色々な意味で言葉を発してしまったりすることはいっぱいあるのではないかと私は思っています。お互い弱さや欠点を持つ人間同士なのだということを、ピア・サポート活動の中でお互い認め合っていく、そして、弱さを開示していく中で欠点を持った人間同士が触れ合いまして、助け合って少しずつ成長していくことを子ども同士が体験的に学んでいくことがとても重要ではないかと思いました。

○加藤委員長 貴重なご指摘をありがとうございます。

それでは、この第2の議題について、ご自由にご質問あるいはご意見をお出しただければと思います。

○J委員 今回のピア・サポートの件ですが、ピア・サポートという具体的な言葉で行っているかどうかはありますが、新しい学習指導要領の関係もございまして、各学校で相当関わりを持っております。小グループを使って、お互いがお互いを認め合いながら、色々な意見を交換し合ひまして、相手の話してくれることをもとに自分自身もまた思いを新たにしていくという活動が各教科を通じて行われてきています。そういうものが徐々に浸透している部分がたくさんあると思いますし、今後もさらに進めていかなければいけないということは現場でも強く思っているところでございます。

それから、実は前回も気になっていたのですが、16ページの相談相手が「友達」で、傷つけやすい人も「友達」ということですが、言葉や力で傷つけやすい人が「学校の先生」という回答が、子どもは8.5%しかないのですけれども、大人は46.3%です。子どもの8.5%も少ない数ではないかもしれませんが、大人は相当数思っているところで、要するに、普段からの寄り添いの不足もあるかもしれませんし、ここはわからないのですが、親にも当然子ども時代もあったわけで、その子ども時代の当時の先生方との関わりもそこに含まれているのかもしれません。現実的に今の子どもたちがあまり思っていないことを考えると、過去の我々の関わり方も深く反省しつつ、今現在もどれだけ子どもや保護者、あるいは、地域に寄り添った関わりが学校としてできるのかを前回も深く考えさせられたところがありました。

その辺については、改めて自分たちが口先だけではなくて本当に寄り添った対応をしているのか、やはりこれからも学校教育、校長会等で、自戒を含めながら話をしていきたいと思っているところでございます。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○E委員 私は、実は週2回、学校のソーシャルワーカーということで、教師と生徒と保護者の間に入っていく役割を学校現場でやっているのです。その中で、親御さんというか、家族の方と先生の言っていることで、やはり通じていなかったり、情報がどこかでずれ違ってしまうようなことが結構あるなど感じています。私は、調整というか、間に入りまして、両方の言い分を伝えて、そうではないよということを橋渡ししていく役割をしているのです。本当にちょっとしたことでそういうふうになってしまうことがあると思うので、本当にそうなのかという検証は慎重に見ていかなければならないのではないかと現場の中で感じています。

○J委員 確かに、現場にいましたら、本当にもう一本電話をしておけばとか、もう一声かけておけばというものが結構あります。直接関わるのは担任が多いですけれども、それについてちゃんと詳しく説明してありますかという確認をするときに、ちょっと抜けているような場面も実際にはないわけではありません。お互いがそうではないと思っていて、でも、それが実際に言葉として伝わっていない、あるいは、何かで伝わっていないというこ

とが確かにあります。そういう意味では、我々も、より深く寄り添った対応を今後さらにしっかりとしていかなければいけないなと感じているところでございます。

親御さんは、子ども以上に見えない部分もたくさんあると思います。ですから、そういう意味で、より丁寧な情報発信が必要だなと強く思っております。

○E委員 このアンケートにもありますけれども、家族の方は非常に不安なのです。こういう時世でありますので、色々なところから情報が入ってきたり、子育てのマニュアル本が書店にあふれるぐらいいっぱいありまして、それに頼っていかなければならないぐらい子育てに対する不安を持っている方がものすごく多いと思うのです。不安が色々なものをつくり出してしまう部分があるのではないかと思うので、私は、やはり子どもの問題を考えていく場合には、保護者支援というのでしょうか、家族を支えていかないとだめだなと思っています。

世帯、家族単位で支える視点を持つということは、あらゆる問題について、そうだと思います。不登校もそうでしょうし、色々な領域についてもそうだと思いますので、家族支援を根底に置いてやっていかなければならないと思っています。

ただ、学校の先生は非常に忙しくて、私も最後までいたことがあるのですが、夜9時とか、相当遅くまで残っている先生もおられたりします。早く帰るように促しているみたいですが、実際に準備や色々なことで残っている先生がいるので、やはり先生も疲弊しないようにしていかなければならないなと思っています。

○J委員 温かい励ましをいただきまして、ありがとうございます。

子どもに深く関わっている保護者への丁寧な対応、家族を支える視点というのを大事にこれからもしていかなければならないと思っています。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○K委員 今、家族の救済とありましたが、先週の痛ましい事件などは、やはり10代、20代に入ったぐらいかなというときに親になったような若い親御さんですので、その救済がもっとできればなと思うのです。

アンケートの結果も、前回より改善しているなと思うのですけれども、やはりここで見なければいけないのは、1割弱のそう思わないとか、そうではないと答えている層で、そういうところをもっと救えるセーフティネットがないと痛ましい事件は起きてしまうので、そこは大人の働きかけだなと思います。

先ほど、児童相談所の検証はこれからというお話がありましたけれども、私は、毎年、学生を連れて見学実習に行かせていただくのですが、非常にご多忙です。ものすごい量の仕事を抱えて、その少ない人数で全てを賄うのはとても無理ではないかと毎年感じています。そして、そこを丁寧にというのであれば、もっとマンパワーが必要であると思いますし、大人のスキルアップがないと対応はできないなと思います。

先ほどの子どもコーディネーターの方もまだまだ少ないのですけれども、そういう中間にいる方々が増えて情報を集めてくれたりする、じかに会う人がもっと増えるというよう

な関わりがないと、子どものところまで手が届かないと実感しています。そのセーフティネットをもう少し細かい網にしたいと思っております。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○I委員 先ほどの子どもを言葉や力で傷つけやすい人のところに「友達」があったと思うのですけれども、私が高校生活を送っている上でも、やはり友達関係が原因で不登校になってしまったりする人が多いと思いました。

今回の委員会で、ピア・サポートという言葉は初めて聞きました。先ほどの取組状況報告書の3ページにも書いてあるように、教員119名の方がピア・サポートの講義や演習を受けているということも初めて知って、私は、この講義だけで終わるのではなくて、それをもっと教育現場で実践してほしいと思いました。

また、こういうことを生徒たちが知れば、友達が原因で行きづらいことも少なくなっていくのではないかと思います。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○L委員 ピア・サポートは、去年まで啓北商業高校にもあって、保健室の先生がやってくれていました。他の学校にもあると思っていたのですが、ないことを今初めて知りました。全部の学校にあるわけではないと思ったのですけれども、市立にはあるのかなという認識でしたので、市立だけでもピア・サポートを広められたら、少しは不登校の子が減ったり、居場所が増えたりするのかなと思いました。

○加藤委員長 M委員はいかがでしょうか。

○M委員 実は、私も、他の学校にはピア・サポートがないのだという同じような感想を持ちました。

先ほど話を聞いてくれる人は「友達」が多いとありましたが、よく考えたら、実際、私は、去年まで2年間、ピア・サポートを受講していて、私も含めて受講していた子は友達の話をよく聞く性格の人が多いなと思いました。そう考えると、ピア・サポートを広めたら、もっと友達間で救うことができるのではないかと思いますので、市立高校だけでもピア・サポートをもっと広められたらなと思います。

先生方、お願いします。

○J委員 冒頭に申し上げたとおり、やり始めているのは確かだと思うのです。ただ、そのときに、ピア・サポートという言葉は直接使っている場合もありますし、別の形もあるかもしれません。相互の関わりの中で、お互いを励ましたり、不足の部分を補うという活動については始まっているのかなと思います。でも、I委員の今のお話もありますので、改めて現場でやっていかなければならないのかなと思います。ピア・サポート云々だけではなくて、お互いに成長させ合っていくという部分だろうと思います。

○加藤委員長 ところで、高校の社会科では憲法の人権や幸福追求権はどうなのでしょう。

○M委員 幸福追求権は、今ちょうど習っています。

○加藤委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

○E委員 教育分野のピア・サポートというのはものすごく歴史があって、今はがん患者や精神障がい者のピア・サポート、最近ならひきこもりのピア・サポートが非常に普及されてきているところがあるのです。

ここで、間違えてはいけないのは、ピア・サポートというのは、役割を持つ資格ではなく、人と人が支え合う一つの関係性をつくり出す姿勢、構えなのです。ですから、どちらかということ、哲学的な領域があるのですが、そのピア・サポートの理念や哲学、構え、姿勢、どういう立ち位置で、どういうふうに相手と向き合っていくか、そのためには自分自身を理解していかなければならない作業があります。やはり、ピア・サポートを学んでいくと、相手を知る前に自分をよく理解していくということが大事で、自分自身を理解していないと相手に自分が巻き込まれていってしまったり、あるいは、感情に巻き込まれていってしまうので、その辺の学習というものが必要になってくるのかなと思っています。

○加藤委員長 ほかはいかがでしょうか。

○G委員 今、委員長から憲法の話が出ましたが、やはり、こういった問題を考えるに当たって、少数者の人権にどれだけ向き合えるかということが大事だと思います。今回の資料の中でも、一人一人個人として尊重されとありまして、まさに憲法13条の話が出てきたりしています。障がい、民族、国籍、性別、家族のことなど差別を受けないことは、弱者という言い方はあまり好きではありませんけれども、そういった方々に対してどこまで本気で向き合っていけるかという少数者の権利という視点がとても大事だと今日の議論を聞いて感じたところです。

少し手前みそになってしまうかもしれませんが、一例を挙げますと、今年2月ごろ、弁護士会でシンポジウムを開催しました。そのときに、10代の妊娠・出産、なかなかサポートがない子どもたちに対して、というテーマを取り上げましたら、非常に多くの方々に来てくださって、関心を持ってくださっている方がとてもたくさんいると実感しました。

では、実際にサポート状況はどうなのかということ、パネリストとして来ていただいた高校の養護教諭の先生がおっしゃるには、高等学校で妊娠してしまった子がいたときに、現実の中では、その子は実質的に自主退学を勧められてしまっているという実態をお話しされていました。僕は、それは非常に残念なことだと思って、もっと言うと憤りを強く覚えたところがあります。

もちろん、状況によって、本当に産み育てていくことができるかどうかはあるにせよ、妊娠した子にも教育を受ける権利があるわけですから、1年休学して、周りがちゃんとサポートして、復帰して進学することを、我々大人は言葉だけではなくて真摯に向き合って考えていかなければいけないのではないかと思います。

感想めいた話で恐縮ですけれども、そんなふうに思ったので、発言させていただきました。

○加藤委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 それでは、第1の議題も含めて、全体としていかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○加藤委員長 何もなければ、本日の2つの議題を終了させていただきたいと思います。

最後に、事務局から何かご連絡があれば、よろしくお願いします。

○事務局(辻岡子どもの権利推進課長) 大変貴重な議論をいただきまして、ありがとうございます。

キーワードとなるようなご意見がいくつも出ていたと思います。皆さんの意見や議論を無駄にしないよう、我々はこれからの計画の素案策定に向けて、全力で取り組んでいきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、次回の委員会は9月ごろを予定しております。その時点で、計画素案を検討することになっておりますけれども、それまでの間で、また何かご意見等がありましたら、遠慮なく事務局までご連絡いただければと思います。できる限り取り込んで、少しでも皆さんのご意見が反映された形にしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

9月の開催に関しましては、改めまして委員の皆様のご都合を確認した上でご案内いたしますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

### 3. 閉 会

○加藤委員長 それでは、これで、本日の委員会を終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上